

令和6年度狩猟免許更新適性検査及び講習実施要領

山形県最上総合支庁環境課

1 対象となる方

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和6年9月14日で満了する方

2 適性検査の期日及び場所（当日は受付後、適性検査を実施）

| 期日 | 時間 | 場所 | 受検者の居住地 |
|--------------|-------------|----------------------|----------------|
| 令和6年7月24日（水） | 9:30～11:30 | 山形県最上総合支庁 5階講堂 | 主に新庄市 |
| | 13:30～15:30 | | 主に最上町 |
| 令和6年7月25日（木） | 9:30～11:30 | 山形県新庄市金沢字大道上 2034 | 主に金山町、舟形町、鮭川村 |
| | 13:30～15:30 | | 主に真室川町、大蔵村、戸沢村 |

今年度の免許更新に当たっては、例年免許更新時に行っていた集合講習は行わないこととします。
特例的な代替措置として、免許更新者の方から各自で事前学習に取り組んでいただきまして、免許更新申請時に配布する「履修状況チェックシート」を記載し、更新手続き当日にご提出いただくことで、事前学習をしたことを確認することとします。

3 申し込み

(1) 必要書類等

※わな猟と第1種銃猟など、複数更新する場合は①～③が件数分必要です。

① 狩猟免許更新申請書

必要事項について記入してください。網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟の狩猟免許のうち、2種類以上更新する方は、それぞれの免許ごとに申請書が必要です。

ただし、装薬銃とあわせて空気銃も使用なさる方は第1種免許のみの更新で第2種銃猟登録を行うことができますので、その場合は更新申請書の第1種銃猟免許「5 空気銃」に○印をつけてください。（空気銃のみの免許が必要な方は、第2種銃猟免許「6 空気銃」に○印をつけてください。）

なお、更新期日が違う複数の免許を所持しており、それぞれの更新期日をそろえたい場合は、更新期日前でも更新受講が可能となりますので、その場合はご連絡ください。

② 写真（3.0cm×2.4cm）1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書の所定の位置に貼付してください。

③ 手数料（県証紙）

2,900円分の県証紙を申請書の所定の欄に過不足なく貼付してください。（消印はしないこと。）

④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書

ただし、現に銃の所持許可を受けている方は、その銃砲所持許可証の写しの添付（顔写真該当部分）をもって代えることができます。

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

⑤ 更新を受けようとする狩猟免許

狩猟免許を紛失した場合、転居・改姓等の場合（運転免許証、住民票抄本の写し等の証明書類を添付してください。）は届出が必要となっております。

(2) 提出先 山形県最上総合支庁 保健福祉環境部 環境課
〒996-0002 山形県新庄市金沢字大道上 2034

(3) 提出期限 令和6年7月4日(木) 必着

4 指定の期日に適性検査を受けられない場合

最上総合支庁で実施する日に都合のつかない方は、他の総合支庁で実施する期日・場所において適性検査を受けてください。（申請書類等は最上総合支庁環境課に提出ください。）

5 その他

「履修状況チェックシート」で事前学習の実施確認ができ、適性検査に合格した方には、原則として検査終了後に免許を交付します。

6 問合せ先

山形県最上総合支庁 保健福祉環境部 環境課
環境企画・自然環境担当 電話 0233-29-1285 FAX 0233-23-2620